

「(仮称) 滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例要綱案」
に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 24 年 8 月 10 日（金）から平成 24 年 9 月 10 日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき、(仮称) 滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例要綱案についての意見・情報の募集を行った結果、2 名の方々から 3 件の意見・情報が寄せられました。

これら意見に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報の内訳

(1) 意見・情報の件数

- ・①自転車歩行者道または歩道に、路上施設等を設ける場合の幅員規定 2 件
- ・その他、参考意見 1 件

(2) 提出された意見・情報とそれらに対する考え方

番号	意見対象	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
1	①	設ける路上施設等の幅員に応じて柔軟に対応することとしているが、例外を排除する上から、車道の縦断勾配等と同様に、具体的な数値基準を規定すべき。	(原案のとおりとします) 柔軟な対応を可能とするため、条例においては具体的な数値を設けませんが、条例の運用ルールとなる「滋賀県歩道整備マニュアル」等において、路上施設等の幅員の考え方を規定することとします。
2	①	横断歩道橋や地下横断施設等を設置する場合、その周囲に視覚障害者誘導用ブロックを敷設することとされているので、その関係部分を含めた幅員を考慮されたい。	(原案のとおりとします) 指摘のように、横断歩道橋等の周囲には、視覚障害者が橋脚等に接触しないように誘導用ブロックを敷設することとなっていますが、誘導用ブロックの敷設部分が歩行者、自転車、車椅子等の通行を妨げるものではないため、歩道または自転車歩行者道の幅員の一部とし、路上施設等の幅員に含める必要はないと考えます。

(3) その他、参考意見

番号	参考意見	意見・情報に対する県の考え方
1	横断勾配が規定値（1パーセント）を逸脱している事例や、民地側に過度に高さを合わせた勾配となっている事例が存在するため、再発防止を行っていたきたい。	<p>「滋賀県歩道整備マニュアル」において、横断勾配を1%以下としていますが、沿道民地等への擦りつけが生じる場合などやむを得ない際は、ご指摘のように1%以下の勾配とする幅員を縮小し、その他の幅員で擦りつけを行う場合もあります。</p> <p>今後とも、設計の段階において、横断勾配を標準値である1%に近づけるよう、民地側の協力や車道の高さ調整など、引き続き十分検討して参ります。</p>